

滋賀県バス運行対策費補助金交付要綱

本交付要綱に基づき交付する補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）および補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号および国空環第103号）以下「国要綱」という）および滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

第1編 地域間幹線系統確保維持費補助金

第1章 総則

（定義）

第1条 本編において、次に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 国要綱第4条第1項の「乗合バス事業者」をいう。
- (2) 地域協議会 国要綱第2条第1項第1号の「協議会」をいう。
- (3) 地域間幹線系統確保維持事業 国要綱第2条第1項第2号の「地域間幹線系統確保維持計画」に基づいて実施される事業をいう。
- (4) 補助ブロック 国要綱別表1の「補助ブロック」をいう。
- (5) 補助対象期間 国要綱第5条の「補助対象期間」をいう。
- (6) 県協議会 地域協議会のうち、滋賀県における乗合バス輸送等にかかる生活交通の維持・確保のために設置する「滋賀県地方バス対策地域連絡協議会」をいう。

第2章 地域間幹線系統確保維持費補助金

（補助対象系統）

第2条 補助対象系統は、別表1に定める基準に適合する系統として、県協議会が国要綱第8条に基づき策定する地域間幹線系統確保維持計画（平成23年度においては、生活交通路線維持確保3ヵ年計画）に記載されたものとする。

（補助対象事業者）

第3条 補助対象事業者は、県協議会が国要綱第8条に基づき策定する地域間幹線系統確保維持計画（平成23年度においては、生活交通路線維持確保3ヵ年計画）に運行事業者として記載されている乗合バス事業者であって、知事が地域協議会の結果に基づいて定める一定の要件の下で、最も少ない補助金で補助対象系統を運行するものとして選定するものとする。

（補助対象経費の額）

第4条 補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益との差額とする。

2 補助対象経常費用は、次式によって算出する。

当該補助対象事業者の実車走行キロあたり経常費用×当該補助対象系統の実車走行キロ

ただし、実車走行キロ当たり経常費用が、補助ブロックごとに定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって算出する。

地域キロ当たり標準経常費用×当該補助対象系統の実車走行キロ

- 3 他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の補助対象系統であって、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。

当該補助対象系統の補助対象経常費用と経常収益との差額×

$$\left[\frac{\text{当該補助対象系統の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該補助対象系統の総キロ程}} \right]$$

- 4 補助対象経費の額は、平均乗車密度が5人未満の補助対象系統については、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。

（補助対象経費の限度額）

第5条 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の9/20に相当する額を限度とする。

（補助対象路線の要件成否の決定）

第6条 補助対象系統の要件成否の決定は、当該補助対象期間の末日における状態に応じて決定するものとする。

（補助金の交付申請および実績報告）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、第1号様式による交付申請書に次に掲げる書類を添えて別に定める日までに知事に提出するものとする。

- (1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書およびこれに関連する必要な事項を記載した書類
- (2) 第1号の2様式による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績、平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る。）

（補助金の交付額）

第8条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額の4分の1に相当する額、または国から交付される同一補助対象系統に対する国庫補助金の2分の1に相当する額のいずれか少ない額以内の額とする。ただし、国および県と協調して市町が交付する補助金の交付額以内の額とする。

（補助金の交付決定および額の確定）

第9条 知事は、第7条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付決定および額の確定を行い、第2号様式による補助金の交付決定および額の確定通知書をもって、当該申請者にその旨を通知する。

（補助金の経理等）

第10条 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

- 2 乗合バス事業者は、前項の帳簿および補助金の経理に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(補助金の交付の取り消しおよび返還)

第11条 知事は、補助金の交付を受けた乗合バス事業者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、または、既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき
- (2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき
- (3) 補助金の交付申請書に虚偽の記載をしたとき

第3章 車両減価償却費補助金

(補助対象事業者)

第12条 補助対象事業者は、第3条の要件に該当する者とする。

(補助金の交付額)

第13条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象車両減価償却費および当該車両購入にかかる金融費用の合計額（リース車両の場合は、これに相当する額）の4分の1に相当する額、または国から交付される同一補助対象に対する国庫補助金の2分の1に相当する額のいずれか少ない額以内の額とする。

- 2 補助対象車両減価償却費にかかる車両費の額（車両本体および運行に必要な付属品の価格の合計）は、1両につき次に掲げる各号のいずれか少ない額を限度とする。
 - (1) ノンステップ型車両については1,500万円（消費税除く）、ワンステップ型車両については1,300万円（消費税を除く）、小型車両については1,200万円（消費税を除く）
 - (2) 実費購入費から備忘価額として1円を控除した額
- 3 補助対象車両減価償却費は、耐用年数省令第3条または第5条に規定する償却費に基づき、次式により計算した額と、補助対象者が任意に設定した償却率に基づき算出した額のいずれか低い額を限度とする。（リース車両についても同様の取扱いとする。）

補助対象車両減価償却費にかかる車両費の額×（当該車両の償却率×補助対象期間中に使用した月数÷12（月）

- 4 補助対象金融費用は、年2.5%を限度とする（リース車両についても同様の取扱いとする）。
- 5 特別償却制度の適用を受ける場合にあっては、3で算出した限度額に、特別償却額を加えることができる。

(補助対象車両)

第14条 補助対象車両は、主として第2条による補助対象系統の運行の用に供する車両として、補助対象期間内に新たに購入等を行うもので、新車に限るものとし、車両の種別は地上から車両の床面までの地上高が65cm以下、かつ定員11人以上の車両であって次に掲げるものとする。ただし、前年度までに購入等を行い、本章による補助金の交付を受けているもの車両にあっては、耐用年数省令別表第一に規定する乗合自動車の耐用年数を満了するまでの間、引き続き補助対象とすることができるものとする。

- (1) ワンステップ型車両（スロープもしくはリフト付き）
- (2) ノンステップ型車両（スロープもしくはリフト付き）
- (3) 小型車両（(1)および(2)の類型に属さない、長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両）

2 ノンステップ型車両は、原則として標準仕様ノンステップバス認定要領(平成15年12月26日付国自技第211号または平成18年3月10日付け国自技第254号)に基づく認定を受けた車両に限る。

(補助金の交付申請および実績報告)

第15条 補助金の交付を受けようとする者は、第3号様式による交付申請書に別に定める書類を添えて別に定める日までに知事に提出するものとする。ただし、第2章による地域間幹線系統確保維持費補助金の交付申請において、既に添付している場合は、本条の添付書類を省略することができる。

(補助対象事業の変更の承認)

第16条 補助対象事業者は、補助金の変更が生ずる場合は、遅滞なく変更内容および変更理由を記載した補助対象事業変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

(補助金の交付決定および額の確定)

第17条 知事は、第15条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付決定および額の確定を行い、第4号様式による補助金の交付決定および額の確定通知書をもって、当該申請者にその旨を通知する。

(準用規定)

第18条 第10条および第11条の規定は、本章において準用する。

第4章 概算払の特例

(補助金の概算払)

第19条 知事は、必要と認めるときは補助金を概算払いすることができる

(地域間幹線系統確保維持費補助金の概算払)

第20条 地域間幹線系統確保維持費補助金の概算払による交付を受けようとする者は、第7条から第9条の規定によらず、次のとおり補助金の交付申請および実績報告等を行うものとする。

(1) 補助金(概算払)の交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、第1号の3様式の交付申請書を添えて別に定める日までに知事に提出するものとする。

(2) 補助金(概算払)の交付の決定

知事は、前号の規定により提出された交付申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、第2号の2様式による補助金の交付決定通知書により、その旨を通知する。

(3) 補助金(概算払)の交付請求

前号の規定により通知を受けた市町は、「滋賀県バス運行対策費補助金交付請求書(第5号様式)」により交付請求をする。

(4) 実績報告

前号の規定により交付決定を受けた者は、第1号の4様式の実績報告書に、第7条第1項第1号および第2号に規定する書類を添えて、別に定める日までに知事に提出するものとする。

(5) 補助金（概算払）の額の確定

知事は、本項第3号の規定により提出された実績報告書を審査の上、これを正当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、第2号の3様式による額の確定通知書により、その旨を通知する。

（車両減価償却費補助金の概算払）

第21条 車両減価償却費補助金の概算払による補助金の交付を受けようとする者は、第15条から第17条の規定によらず、次のとおり補助金の交付申請および実績報告等を行うものとする。

(1) 補助金（概算払）の交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、第3号の2様式の交付申請書を添えて別に定める日までに知事に提出するものとする。

(2) 補助金（概算払）の交付の決定

知事は、前号の規定により提出された交付申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、第4号の2様式による補助金の交付決定通知書により、その旨を通知する。

(3) 補助金（概算払）の交付請求

前号の規定により通知を受けた市町は、「滋賀県バス運行対策費補助金交付請求書（第5号の2様式）」により交付請求をする。

(4) 実績報告

前号の規定により交付決定を受けた者は、第3号の3様式の実績報告書を別に定める日までに知事に提出するものとする。

(5) 補助金（概算払）の額の確定

知事は、本項第3号の規定により提出された実績報告書を審査の上、これを正当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、第4号の3様式による額の確定通知書により、その旨を通知する。

（概算払の返還）

第22条 知事は前項の確定した補助金の額と、既に交付した概算払の額に異同があるときは、知事は当該事業者に期限を定めて異同の額を請求する。

第5章 雑則

（電子情報処理組織による申請等）

第23条 補助対象事業者は、第7条および第15条の規定に基づく交付の申請および実績報告、第16条の規定に基づく事業の変更申請、第20条および第21条の規定に基づく概算払の申請については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

付 則

この要綱は、平成13年10月15日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。ただし、平成12年10月1日から平成13年3月31日までの補助対象期間に係るものについては「滋賀県地方バス路線維持費補助金交付要綱」に基づいて補助するものとする。

付 則

この要綱は、平成14年10月10日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

- 付 則
この要綱は、平成15年7月28日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。
- 付 則
この要綱は、平成18年4月19日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。
- 付 則
この要綱は、平成19年4月18日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。
- 付 則
この要綱は、平成20年4月10日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。
- 付 則
この要綱は、平成24年2月27日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。
- 付 則
この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。
- 付 則
この要綱は、平成28年11月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。
- 付 則
この要綱は、令和2年6月26日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。
- 付 則
この要綱は、令和3年10月14日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。
- 付 則
1 この要綱は、令和4年3月24日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。
ただし、令和3年度事業において、第4条第4項の規定は適用しないものとする。
- 2 令和3年度事業において、別表1(5)の輸送量の要件について、「15人～150人のもの」とあるのは、「150人以下のもの」と読み替えるものにする。

別表 1

補助事業の基準
<p>県協議会が策定する地域間幹線系統確保維持計画に記載された系統の運行のうち、次に掲げる各号の全てに適合するもの。</p> <p>(1) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線定期運行に係るもの。</p> <p>(2) 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件の成否される経費は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとする。</p> <p>(3) 次のいずれかの需要に対応して設定されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国要綱別表3に定める広域行政圏の中心市町村への需要 ・ 上記以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると県協議会が認めたものへの需要 <p>(4) 1日当たりの運行回数が3回以上のもの。ただし、県協議会が認めた場合は、平日1日当たりの運行回数が3回以上のものとする。</p> <p>(5) 次式によって算出される補助対象期間の1日当たりの輸送量が15人～150人のもの。 平均乗車密度× 運行回数</p> <p>(6) 補助対象期間に、当該系統の運行によって得る経常収益が同期間の当該系統の補助対象経常費用に達していないもの。</p> <p>(7) 補助対象期間中、継続して運行したものであること。</p>

(注)

1. 「平均乗車密度」とは、次式によって算出された数値をいう。(小数点第1位まで算出。第2位以下切り捨て。)

$$\text{「平均乗車密度」} = \text{「運送収入」} \div \text{「実車走行キロ」} \div \text{「平均賃率」}$$

2. 「平均賃率」とは、次式によって算出された数値をいう。(銭単位まで算出。銭未満切り捨て。)

$$\text{「平均賃率」} = \text{「停留所相互間総運賃額」} \div \text{「停留所相互間総キロ」}$$

なお、補助対象期間中に運賃改定を行った場合は、次式によって算出することとする。

$$\text{「平均賃率」} = (\text{「運賃改定前適用の平均賃率} \times \text{日数」} + \text{「運賃改定後適用の平均賃率} \times \text{日数」}) \div \text{「総適用日数」}$$